

主な指摘事項【通所介護（共生型含む）】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
人員	従業者の員数	・サービス提供時間帯に必要な数の生活相談員が置かれていない提供日があったため、提供日ごとに必要な人員を配置すること。	1件
運営	内容及び手続の説明 及び同意	契約書又は重要事項説明書等（以下「契約書等」）について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。 すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。 ・営業日及び営業時間について記載すること。 ・利用定員について記載すること。 ・従業者の職務の内容について記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等を記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等の金額について、運営規程との間で齟齬が見られたため、実際の金額を記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合（償還払い）について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・緊急時における対応について記載すること。 ・虐待の防止のための措置に関する事項について記載すること。 ・事故発生時の対応について記載すること。 ・非常災害対策について記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。	5件
運営	運営規程	運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要のため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。 ・利用料金に係る利用者負担割合の記載が1割及び2割のみのため、3割についても記載すること。 ・通常の実施地域外の利用者に対してサービスを提供する場合の交通費等の金額について、契約書等との間で齟齬が見られたため、実際の金額を記載すること。 ・緊急時等における対応方法について記載すること。 ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ることについて記載すること。 ・虐待の防止のための措置を適切に実施するための指針の整備について記載すること。 ・虐待防止等に関する指針の整備について記載すること。 ・虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者の設置について記載すること。 ・虐待の防止及び身体的拘束等に関する研修の実施頻度を年1回以上としているため、年2回以上とすること。 ・記録の保存期間がサービスを提供した日から5年間となっているため、サービス完結の日から5年間とすること。	5件
運営	勤務体制の確保等	・全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じること。	1件
運営	業務継続計画の策定 等	・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。	1件
介護給付費の算定 及び取扱い	個別機能訓練加算	・当該加算の算定にあたって、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で居宅における生活状況を確認し記録しているものの、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対して、個別機能訓練の実施状況や効果等について説明を行った記録が確認出来なかったため、記録を残すこと。 - また、概ね3月ごとに1回以上、当該実施状況や効果等について、当該利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、利用者等の意向を確認の上、目標の見直しや訓練項目の変更など、適切な対応を行うこと。 ・個別機能訓練に関する記録については、個別機能訓練の目標、目標をふまえた訓練項目、訓練実施時間、各実施日における個別機能訓練実施者等について記録するた め記録様式を修正するなどし、当該記録については、個別機能訓練従事者により閲覧が可能となるように利用者毎に保管すること。	1件

計14件